

# 山梨県公報

第千六百四十六号

平成十八年

三月六日

月 曜 日

## 目 次

### 告 示

土地収用事業の認定……………一四一

道路の区域変更……………一四二

道路の供用開始(二件)……………一四二

### 公 告

一般競争入札について……………一四三

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定……………一四四

大規模小売店舗内の施設の配置に関する事項の変更の届出……………一五一

平成十八年度二級建築士及び木造建築士試験の実施……………一五二

## 告 示

### 山梨県告示第百二十四号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十條の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成十八年三月六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

#### 一 起業者の名称

小淵沢町

#### 二 事業の種類

城山公園整備事業

#### 三 起業地

1 収用の部分 北巨摩郡小淵沢町下笹尾字耕地久保地内

2 使用の部分 なし

#### 四 事業を認定した理由

1 法第二十条第一号要件

城山公園整備事業(以下「本事業」という。)は、法第三條第三十二号に掲げる

「地方公共団体が設置する公園」に関するものであることから法第二十条第一号の要件に該当する。

#### 2 法第二十条第二号要件

起業者は、平成十七年度に一般財源により財政措置を講じており、本事業を遂行する十分な意思及び能力を有する者であると認められることから、法第二十条第二号に該当する。

#### 3 法第二十条第三号要件

(一) 申請事業の施行により得られる公共の利益

本事業は、貴重な文化財を保護しつつ史跡公園として整備し、地域住民のための憩いの場の創出や来訪者のための駐車場及びトイレ等の整備を行う事業である。

起業地は、中世に築かれた「笹尾墨跡」の一部であり、四方が見渡せる小淵沢町屈指の景勝地であり、多くの地域住民が四季を通じて訪れ、「城山公園」として親しまれている。しかし、当該地は未整備のため、地域住民から地域活動に利用できる施設を備えた公園として整備するよう強く要望がされてきた。また、「笹尾墨跡」は、戦国時代に武田信玄の父信虎が使用した砦跡として高い文化財価値を有し、町指定の文化財となっており、大河ドラマ「武田信玄」放映以降、小淵沢町における観光スポットとなり、また最近、映画及びテレビのロケ地としても活用されているため、ここを訪れる観光客は年々増加している。このため、貴重な文化財を保護していくためには、史跡内散策道、駐車場、トイレ等の整備が緊急の課題となっている。

本事業が完成すると、貴重な史跡の保護を図ることができるとともに、地域住民に憩いの場を提供できるようになる等地域の生活環境の向上及び活性化につながることを認められることから本事業の施行により得られる公共の利益は大きいと認められる。

#### (二) 申請事業の施行により失われる利益

本事業の施行により周辺環境に与える影響は、工事期間中の騒音及び振動に起因する周辺環境への影響が考えられるが、周辺には民家はなく、周辺環境に与える影響は小さいものと考えられることから、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

また、史跡に影響する工事が行われる計画はなく、小淵沢町教育委員会による、本件起業地内には起業者が保護のため特別の措置を講ずべき埋蔵文化財は見受けられないとのことである。

(三) 代替案との比較

本事業の施行位置については、地域住民の利便性、経済性、環境等の要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、本事業の起業地が、これらの要件を満たす最も適当なものとして決定されたものであると認められる。

(四) 比較衡量

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(三)で述べたとおり、本事業の起業地は、代替案と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本事業は、「土地の適性且つ合理的な利用に寄与するもの」と認められることから、法第二十条第三号に該当する。

4 法第二十条第四号要件

(一) 申請事業を早期に施行する必要性

本事業は、「小淵沢町緑の活性化構想」に基づき、自然景観、旧跡等を活用した史跡公園として整備するものである。

小淵沢町ではテレビ番組等のロケ地に使用されて以来、当該史跡を訪れる観光客が増加しており、貴重な文化財を保護していくためには史跡内の散策道、駐車場及びトイレ等の整備を行うことが急務となっている。また、地域には住民の憩いの場となる公園等の施設がないため、以前から地域住民の公園整備に対する強い要望がなされてきている。

以上の状況から早期に本事業を施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本事業は、「笹尾壘跡」を保護しながら、地域住民の憩いやふれあいの場を創出する史跡公園を整備することを目的としている。起業地の範囲は、史跡の保護及び公園整備の観点から駐車場及び広場の範囲、緑地として利用する範囲等を積算しており、いずれも必要な範囲であると認められる。

また、起業地の範囲において、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用にはなじまないため、収用することは合理的であると認められる。

(三) 収用する公益上の必要性

以上により、本事業は、「土地を収用する公益上の必要がある」と認められることから、法第二十条第四号に該当する。

5 結論

1から4までで述べたとおり、本事業は法第二十条各号の要件に該当するものと

判断することができる。

以上により、法第二十条の規定に基づき、事業認定をするものである。  
 五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所  
 小淵沢町産業課

山梨県告示第百二十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十八年三月二十七日まで一般の縦覧に供する。  
 平成十八年三月六日  
 山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 身延本栖線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
南巨摩郡身延町大字身延字東谷三五〇五番の三地先から 南巨摩郡身延町大字身延字東谷三五〇三番の三一地先まで	一〇・〇 二五・〇	一六・〇 二五・〇		三三・〇

山梨県告示第百二十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局石和建設部において、この告示の日から平成十八年三月二十七日まで一般の縦覧に供する。  
 平成十八年三月六日  
 山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	白井甲州線	笛吹市大字八代町米倉字向田一〇九四番の一地从先から	一四七・〇	平成十八年三月六日

笛吹市大字八代町米倉字梓田九  
四四番の一地先まで

### 山梨県告示第百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十八年三月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年三月六日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	桐原藤野線	上野原市大字桐原字井戸横道四 三二三番の二地先から 上野原市大字桐原字井戸横道四 二八八番地先まで	四三・六	平成十八年 三月十日

## 公 告

### ● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十八年三月六日

山梨県知事 山本 栄彦

### 一 一般競争入札に付する事項

- 借入物品等の名称及び数量  
行政情報ネットワーク用パソコン等 一式
- 借入物品等の仕様等  
入札説明書で定める内容等であること。
- 借入期間  
平成十八年七月一日から平成二十三年六月三十日まで

### 4 借入場所

知事が指定する場所

### 二 一般競争入札の参加資格

- 平成十七年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十七年山梨県告示第百九十七号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。
- この公告に示す借入物品等を確実に納入できると知事が判断した者であること。
- この公告に示す借入物品等に係る保守を迅速に行うことができる者であること。
- この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づき指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

### 三 入札手続等

- 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県企画部  
情報政策課行政情報管理担当 電話〇五五 二二三 一四一六
- 入札説明書の交付方法  
この公告の日から平成十八年三月二十日（月）までの山梨県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の交付場所において交付する。

### 3 入札参加資格確認申請書の提出方法

この公告の日から平成十八年三月三十一日（金）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに山梨県企画部情報政策課行政情報管理担当に持参すること。

### 4 入札及び開札の日時及び場所

平成十八年四月十七日（月）午後二時 山梨県庁（山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）北別館四階マルチメディアルーム

### 5 郵送による入札書の受領期限及び場所

平成十八年四月十四日（金）午後四時までに山梨県企画部情報政策課行政情報管理担当（郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に必着すること。

### 6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切

り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、月額として見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載する。』

7 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

8 落札者の決定方法

規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

免除

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九十九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約書作成の要否

要

5 長期継続契約

この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七年山梨県条例第九十号)に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があつた場合は、当該契約を解除することがある。

6 その他

詳細は入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured

Computer Systems for Yamanashi Prefectural Government Information Network

1 set

2 Date and time for tender

2:00PM April 17,2006

3 Bureau in charge  
Information Policy Division, Planning Department, Yamanashi Prefectural Government 6-1 Marunouchi 1-chome Kofu-shi Yamanashi-ken 400-8501 Japan  
TEL055-223-1416

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定  
介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定により、次の者を指定居宅サービス事業者として指定した。  
平成十八年三月六日

山梨県知事 山本 栄彦

名称	所在地	介護保険事業番号	サービスの種類	指定年月日
グループホーム武田の里	韮崎市神山町北宮地八番地	一九七〇九〇〇一六一	認知症対応型共同生活介護	平成十六年十月一日
三富診療所	東山梨郡三富村下荻原一三九番地	一九一〇四〇〇三六三	居宅療養管理指導(みなし)	平成十六年十月一日
たのくらクリニック	韮崎市藤井町南下條三三八番地	一九一〇九〇〇六三六	居宅療養管理指導(みなし)	平成十六年十月一日
いのうえ歯科医院	中巨摩郡玉穂町若宮二九番地一ジョイフルプラザF	一九三〇八一二四三	居宅療養管理指導(みなし)	平成十六年十月一日
独立行政法人国立病院機構甲府病院	甲府市天神町一一番地三五	一九三二二一〇〇一六	居宅療養管理指導(みなし)	平成十六年十月一日
ウエノ中央薬局	甲府市中央一丁目一番一〇号	一九四〇一〇二二九四	居宅療養管理指導(みなし)	平成十六年十月一日
株式会社ウエ	甲府市国母一	一九四〇一一二	居宅療養管理指導	平成十六年十月

西	アイリスケア センター 甲府 二丁目一番 二四号	甲府市下飯田 一九七〇二〇一 六九五	訪問介護	平成十六年十月 一日
甲府病院	甲府市天神町 一番地三五	一九三二二一〇 〇一六	訪問リハビリテ ーション(みな し)	平成十六年十月 一日
独立行政法人 国立病院機構	甲府市天神町 一番地三五	一九三二二一〇 〇一六	訪問リハビリテ ーション(みな し)	平成十六年十月 一日
いのうえ歯科 医院	中巨摩郡玉穂 町若宮二九番 地一ジョイフ ルブラザーF	一九三〇八一 二四三	訪問リハビリテ ーション(みな し)	平成十六年十月 一日
たのくらクリ ニツク	韮崎市藤井町 南下條三三八 番地	一九一〇九〇〇 六三六	訪問リハビリテ ーション(みな し)	平成十六年十月 一日
三富診療所	東山梨郡三富 村下荻原一三 九番地	一九一〇四〇〇 三六三	訪問リハビリテ ーション(みな し)	平成十六年十月 一日
有限会社シル バーショップ たんぼぼ	南アルプス市 六科二二九八 番地八	一九七二六〇〇 二九九	福祉用具貸与	平成十六年十月 一日
サンロード介 護センター	甲斐市西八幡 一八三二番地 一	一九七二七〇〇 〇五七	福祉用具貸与	平成十六年十月 一日
檜峰デイサー ビスセンター	東八代郡御坂 町上黒駒四七 〇九番地	一九七〇五〇〇 七〇六	通所介護	平成十六年十月 一日
福祉工房	大月市賑岡町 畑倉一二八二 番地二	一九七二四〇〇 二七八	通所介護	平成十六年十月 一日
株式会社ウエ ノウエノ塩部 薬局	甲府市塩部四 丁目八番一二 号	一九四〇一一二 七二三	居宅療養管理指 導(みなし)	平成十六年十月 一日
ノウエノ薬局	丁目四番七号	六一六	導(みなし)	一日

有限会社ケアサ ポート孫心	都留市古川渡 一二五番地一	一九七二一〇〇 一八三	訪問介護	平成十六年十月 一日
三富診療所	東山梨郡三富 村下荻原一三 九番地	一九一〇四〇〇 三六三	訪問看護(みな し)	平成十六年十月 一日
たのくらクリ ニツク	韮崎市藤井町 南下條三三八 番地	一九一〇九〇〇 六三六	訪問看護(みな し)	平成十六年十月 一日
いのうえ歯科 医院	中巨摩郡玉穂 町若宮二九番 地一ジョイフ ルブラザーF	一九三〇八一 二四三	訪問看護(みな し)	平成十六年十月 一日
独立行政法人 国立病院機構 甲府病院	甲府市天神町 一番地三五	一九三二二一〇 〇一六	訪問看護(みな し)	平成十六年十月 一日
かわむらクリ ニツク	富士吉田市上 吉田八四四番 地七	一九一二二〇一 〇四一	居宅療養管理指 導(みなし)	平成十六年十月 五日
かわむらクリ ニツク	富士吉田市上 吉田八四四番 地七	一九一二二〇一 〇四一	訪問リハビリテ ーション(みな し)	平成十六年十月 五日
かわむらクリ ニツク	富士吉田市上 吉田八四四番 地七	一九一二二〇一 〇四一	訪問看護(みな し)	平成十六年十月 五日
笛吹市指定通 所介護事業所 境川支所	笛吹市境川町 藤袋二五八八 番地	一九七二八〇〇 一一一	通所介護	平成十六年十月 十二日
有限会社在宅	笛吹市御坂町	一九七二八〇〇	通所介護	平成十六年十月 一日

ケア・すずらん デイサービス	笛吹市指定通 所介護事業所 御坂支所「陽 だまり」	笛吹市指定通 所介護事業所 御坂支所「檜 峰デイサービ スセンター」	笛吹市指定通 所介護事業所 春日居支所	笛吹市指定通 所介護事業所 石和支所	笛吹市指定通 所介護事業所 八代支所	笛吹市指定訪 問介護事業所 境川支所	笛吹市指定訪 問介護事業所 御坂支所「あ おぞら」	笛吹市指定訪 問介護事業所 春日居支所	笛吹市指定訪 問介護事業所 小石和七五一
蕎麦塚六七五 番地一	笛吹市御坂町 栗合八七番地	笛吹市御坂町 上黒駒四七〇 九番地	笛吹市春日居 町加茂七七番 地一	笛吹市石和町 下平井五七八 番地	笛吹市八代町 南三二六番地 一	笛吹市境川町 藤袋二五八八 番地	笛吹市御坂町 栗合八七番地	笛吹市春日居 町加茂七七番 地一	笛吹市石和町 小石和七五一
一八八	一九七二八〇〇 一五四	一九七二八〇〇 一六二	一九七二八〇〇 〇二二	一九七二八〇〇 〇五五	一九七二八〇〇 〇八九	一九七二八〇〇 一一三	一九七二八〇〇 一四七	一九七二八〇〇 〇一四	一九七二八〇〇 〇四八
	通所介護	通所介護	通所介護	通所介護	通所介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護
十二日	平成十六年十月 十二日	平成十六年十月 十二日	平成十六年十月 十二日	平成十六年十月 十二日	平成十六年十月 十二日	平成十六年十月 十二日	平成十六年十月 十二日	平成十六年十月 十二日	平成十六年十月 十二日

石和支所	笛吹市指定訪 問介護事業所 八代支所	ほくと夢ボケ ツトデイサー ビス	フジ河口湖ク リニツク	フジ河口湖ク リニツク	井口クリニツ ク	街の薬局はっ た	北杜市立塩川 病院	北杜市立白州 診療所	北杜市国保辺
番地	笛吹市八代町 南三二六番地 一	北巨摩郡高根 町村山西割二 〇五一番地一	南都留郡富士 河口湖町船津 字桜休場六八 七番地	南都留郡富士 河口湖町船津 字桜休場六八 七番地	南アルプス市 上八田一四〇 番地八九	南アルプス市 野牛島二三四 七番地一	北杜市須玉町 藤田七七三番 地	北杜市白州町 白須一三四一 番地	北杜市明野町
	一九七二八〇〇 〇七一	一九七二〇〇〇 三四二	一九一三三〇〇 七二八	一九一三三〇〇 七二八	一九一三三〇〇 五〇八	一九四一六〇〇 四七八	一九一三三〇〇 一六二	一九一三三〇〇 一七〇	一九一三三〇〇
	訪問介護	通所介護	訪問リハビリテ ーション(みな し)	訪問リハビリテ ーション(みな し)	居宅療養管理指 導(みなし)	居宅療養管理指 導(みなし)	居宅療養管理指 導(みなし)	居宅療養管理指 導(みなし)	居宅療養管理指
	平成十六年十月 十二日	平成十六年十月 十五日	平成十六年十月 十六日	平成十六年十月 十六日	平成十六年十月 二十日	平成十六年十月 二十日	平成十六年十一 月一日	平成十六年十一 月一日	平成十六年十一 月一日

見診療所	櫻井歯科医院	北杜市立白州診療所	あおぞら薬局宝・寿町店	あおぞら薬局天神町店	内藤薬局飯田店	短期入所生活介護事業恵信ロジエ	シヨートステイはなみずき	介護老人保健施設しおかわ福寿の里	介護老人保健施設しおかわ福寿の里	介護老人保健施設しおかわ福寿の里	デイサービス鈴の音	デイサービス
上手一丁目一番二号	甲府市屋形一丁目六番一〇号	北杜市白州町白須一三四一番地	甲府市宝二丁目二五番一〇号	甲府市天神町一三番地一三	甲府市飯田一丁目一番二二号	山梨市南一三三五番地	都留市四日市場字瀬中一八八番地	北杜市須玉町藤田七七八七番地	北杜市須玉町藤田七七八七番地	北杜市須玉町藤田七七八七番地	甲府市小瀬町五番地二六	山梨市南一三
一八八	一九三〇一〇三 一三八	一九三一九一〇 一八四	一九四〇一三三 一三五	一九四〇一三三 一四三	一九四〇一三三 一五〇	一九七〇二〇〇 一六六	一九一〇一〇〇 四七四	一九五一九八〇 〇〇〇	一九五一九八〇 〇〇〇	一九五一九八〇 〇〇〇	一九七〇二〇一 七〇三	一九七〇二〇〇
導(みなし)	居宅療養管理指導(みなし)	居宅療養管理指導(みなし)	居宅療養管理指導(みなし)	居宅療養管理指導(みなし)	居宅療養管理指導(みなし)	短期入所生活介護	短期入所生活介護	短期入所療養介護	短期入所療養介護	通所リハビリテーション	通所介護	通所介護
月一日	平成十六年十一月一日	平成十六年十一月一日	平成十六年十一月一日	平成十六年十一月一日	平成十六年十一月一日	平成十六年十一月一日	平成十六年十一月一日	平成十六年十一月一日	平成十六年十一月一日	平成十六年十一月一日	平成十六年十一月一日	平成十六年十一月一日

センター恵信ロジエ	高根通所介護事業所	須玉通所介護事業所	大泉通所介護事業所	白州通所介護事業所	武川通所介護事業所	北杜市立塩川病院	北杜市国保辺見診療所	櫻井歯科医院	北杜市立白州診療所	すけっと
三五番地	北杜市高根町箕輪新町五〇番地	北杜市須玉町藤田七九九番地一	北杜市大泉町谷戸一八八〇番地	北杜市白州町大武川三四四番地一九	北杜市武川町牧原一三三二番地	北杜市須玉町藤田七七三番地	北杜市明野町上手一丁目一番二号	甲府市屋形一丁目六番一〇号	北杜市白州町白須一三四一番地	甲斐市篠原八三二番地鶴田マンション二
一五八	一九七一九〇〇 〇七九	一九七一九〇〇 〇六一	一九七一九〇〇 〇八七	一九七一九〇〇 〇九五	一九七一九〇〇 一〇三	一九一〇九一〇 一六二	一九一〇九一〇 一八八	一九三〇一〇三 一三八	一九三一九一〇 一八四	一九七二七〇〇 〇六五
通所介護	通所介護	通所介護	通所介護	通所介護	通所介護	訪問リハビリテーション(みなし)	訪問リハビリテーション(みなし)	訪問リハビリテーション(みなし)	訪問リハビリテーション(みなし)	訪問介護
月一日	平成十六年十一月一日	平成十六年十一月一日	平成十六年十一月一日	平成十六年十一月一日	平成十六年十一月一日	平成十六年十一月一日	平成十六年十一月一日	平成十六年十一月一日	平成十六年十一月一日	平成十六年十一月一日

甲府南西ケア センター訪問 介護わかば	高根大泉訪問 介護事業所	須玉明野訪問 介護事業所	白州長坂武川 訪問介護事業 所	北杜市立塩川 病院	北杜市立白州 診療所	北杜市国保辺 見診療所	櫻井歯科医院	須玉訪問入浴 介護事業所	大泉訪問入浴 介護事業所
〇一号	北杜市高根町 箕輪新町五〇 番地	北杜市須玉町 藤田七九九番 地一	北杜市白州町 白須一三四一 番地	北杜市須玉町 藤田七七三番 地	北杜市白州町 白須一三四一 番地	北杜市明野町 上手一丁目一 番二号	甲府市屋形一 丁目六番一〇 号	北杜市須玉町 藤田七九九番 地一	北杜市大泉町 谷戸一八八〇 番地
一九七〇一〇一 七一一	一九七二九〇〇 〇二二	一九七二九〇〇 〇二〇	一九七二九〇〇 〇三八	一九二一九二〇 一六二	一九二一九二〇 一七〇	一九二一九二〇 一八八	一九三〇二〇三 一三八	一九七二九〇〇 〇四六	一九七二九〇〇 〇五三
訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問看護(みな し)	訪問看護(みな し)	訪問看護(みな し)	訪問看護(みな し)	訪問入浴	訪問入浴
平成十六年十一 月一日	平成十六年十一 月一日	平成十六年十一 月一日	平成十六年十一 月一日	平成十六年十一 月一日	平成十六年十一 月一日	平成十六年十一 月一日	平成十六年十一 月一日	平成十六年十一 月一日	平成十六年十一 月一日

北杜市立塩川 病院訪問看護 ステーション つくしんぼ	北杜市立白州 診療所	グルーブポー ム「笑がお」	愛の家グルー プホーム甲府 増坪	山梨ケアセン ターそよ風	山梨ケアセン ターそよ風	山梨ケアセン ターそよ風	デイサービス 愛あふれる家	やすらぎの家 ゆう	介護用品の店 一古屋	指定訪問介護 事業所ケアガ ーデン風間	スリーケア・
北杜市須玉町 藤田七七三番 地	北杜市白州町 白須一三四一 番地	甲府市羽黒町 一四六一番地 一	甲府市増坪町 三三八番地	山梨市上神内 川一五番地五	山梨市上神内 川一五番地五	山梨市上神内 川一五番地五	甲府市富士見 二丁目六番五 号	富士吉田市下 吉田一〇九番 地	山梨市上神内 川一五番地一	笛吹市石和町 八田一六三番 地	北杜市須玉町
一九六一九九〇 〇一五	一九三一九一〇 一八四	一九七〇二〇一 七五二	一九七〇二〇一 七四五	一九七〇二〇〇 一七四	一九七〇二〇〇 一七四	一九七〇二〇〇 一七四	一九七〇二〇一 七三七	一九七二二〇〇 二八〇	一九七〇二〇〇 一八二	一九七二八〇〇 二〇四	一九七二九〇〇
訪問看護	訪問看護(みな し)	認知症対応型共 同生活介護	認知症対応型共 同生活介護	認知症対応型共 同生活介護	短期入所生活介 護	通所介護	通所介護	通所介護	福祉用具貸与	訪問介護	訪問介護
平成十六年十一 月一日	平成十六年十一 月一日	平成十六年十二 月一日	平成十六年十二 月一日	平成十六年十二 月一日	平成十六年十二 月一日	平成十六年十二 月一日	平成十六年十二 月一日	平成十六年十二 月一日	平成十六年十二 月一日	平成十六年十二 月一日	平成十六年十二 月一日

ヘルパーステイション	若神子字妙円寺前七五三番地九	一六〇		月十四日
特別養護老人ホーム慶和荘	富士吉田市上吉田字熊穴四五八四番地	一九七二二〇〇 二九八	短期入所生活介護	平成十六年十二月十四日
ケアセンターハッピーライフ	甲府市下石田二丁目一番二四号	一九七〇二〇一 七六〇	通所介護	平成十七年一月一日
やさしい手富士見事業所	甲府市富士見一丁目三番二五号町田ビル二階	一九七〇二〇一 七八六	訪問介護	平成十七年一月一日
介護サービスミチコの仲間	甲府市丸の内三丁目三二番一〇号丸統ビル	一九七〇二〇一 七九四	訪問介護	平成十七年一月一日
株式会社コムスン笛吹ケアセンター	笛吹市石和町松本八三〇番地一カリエーラ七五三一〇一号	一九七一八〇〇 二二二	訪問介護	平成十七年一月一日
田邊歯科医院	富士吉田市下吉田一〇五五番地	一九三二二〇〇 五五二	訪問看護(みなし)	平成十七年一月一日
田邊歯科医院	富士吉田市下吉田一〇五五番地	一九三二二〇〇 五五二	訪問リハビリテーション(みなし)	平成十七年一月一日
田邊歯科医院	富士吉田市下吉田一〇五五番地	一九三二二〇〇 五五二	居宅療養管理指導(みなし)	平成十七年一月一日
藤田薬局	甲府市朝日一丁目三番一〇	一九四〇一一三 一六八	居宅療養管理指導(みなし)	平成十七年一月一日

日原歯科医院	甲府市北口三丁目四番二〇号	一九三〇一〇三 一五三	訪問看護(みなし)	平成十七年一月十一日
日原歯科医院	甲府市北口三丁目四番二〇号	一九三〇一〇三 一五三	訪問リハビリテーション(みなし)	平成十七年一月十一日
日原歯科医院	甲府市北口三丁目四番二〇号	一九三〇一〇三 一五三	居宅療養管理指導(みなし)	平成十七年一月十一日
介護センターさくら	南都留郡忍野村内野一九九番地	一九七二二〇〇 三七九	訪問介護	平成十七年一月十二日
クスリのサンロード薬局小原西店	山梨市小原西字今田一〇六八番地一	一九四〇二二〇 三七八	居宅療養管理指導(みなし)	平成十七年一月十六日
北杜ひまわり薬局	北杜市明野町上手二四四番地	一九四一九一〇 一〇九	居宅療養管理指導(みなし)	平成十七年一月十七日
盛池歯科クリニック	北都留郡上野原町上野原一六六三番地	一九三二五〇〇 三三二	訪問看護(みなし)	平成十七年一月二十一日
盛池歯科クリニック	北都留郡上野原町上野原一六六三番地	一九三二五〇〇 三三二	訪問リハビリテーション(みなし)	平成十七年一月二十一日
盛池歯科クリニック	北都留郡上野原町上野原一六六三番地	一九三二五〇〇 三三二	居宅療養管理指導(みなし)	平成十七年一月二十一日
やすらぎの家ゆづ	富士吉田市下吉田一〇九番地	一九七二二〇〇 二八〇	訪問介護	平成十七年一月一日

身延町国民健康保険大須成診療所	南巨摩郡身延町大塩一三九八番地一	一九一〇七一一六五	訪問看護(みなし)	平成十七年二月一日
身延町国民健康保険大須成診療所	南巨摩郡身延町大塩一三九八番地一	一九一〇七一一六五	訪問リハビリテーション(みなし)	平成十七年二月一日
身延町国民健康保険大須成診療所	南巨摩郡身延町大塩一三九八番地一	一九一〇七一一六五	居宅療養管理指導(みなし)	平成十七年二月一日
野村眼科内科医院	都留市四日市場八番地六	一九一〇二〇〇五二五	訪問看護(みなし)	平成十七年二月一日
野村眼科内科医院	都留市四日市場八番地六	一九一〇二〇〇五二五	訪問リハビリテーション(みなし)	平成十七年二月一日
野村眼科内科医院	都留市四日市場八番地六	一九一〇二〇〇五二五	居宅療養管理指導(みなし)	平成十七年二月一日
増穂デザイナー	南巨摩郡増穂町小林一五一七番地一	一九七〇七〇〇六一一	通所介護	平成十七年二月四日
秋山通所介護事業所	上野原市秋山五七五六番地	一九七二〇〇〇〇二八	通所介護	平成十七年二月十三日
秋山訪問介護事業所	上野原市秋山五七五六番地	一九七二〇〇〇〇二八	訪問介護	平成十七年二月十三日
秋山訪問入浴介護事業所	上野原市秋山五七五六番地	一九七二〇〇〇〇二八	訪問入浴	平成十七年二月十三日
上野原訪問介護事業所	上野原市上野原三一九四番地二	一九七二〇〇〇〇一〇	訪問介護	平成十七年二月十三日
上野原訪問入浴介護事業所	上野原市上野原三一九四番地二	一九七二〇〇〇〇一〇	訪問入浴	平成十七年二月十三日

上野原市国民健康保険直営診療所	上野原市秋山七一一二番地	一九二二〇一〇一六〇	訪問看護(みなし)	平成十七年二月十三日
上野原市国民健康保険直営診療所	上野原市秋山七一一二番地	一九二二〇一〇一六〇	訪問リハビリテーション(みなし)	平成十七年二月十三日
上野原市国民健康保険直営診療所	上野原市秋山七一一二番地	一九二二〇一〇一六〇	居宅療養管理指導(みなし)	平成十七年二月十三日
上野原市立病院	上野原市上野原三一九五番地	一九二二〇一〇一四五	訪問看護(みなし)	平成十七年二月十三日
上野原市立病院	上野原市上野原三一九五番地	一九二二〇一〇一四五	訪問リハビリテーション(みなし)	平成十七年二月十三日
上野原市立病院	上野原市上野原三一九五番地	一九二二〇一〇一四五	居宅療養管理指導(みなし)	平成十七年二月十三日
上野原市立病院	上野原市西原三九四七番地	一九二二〇一〇一五一	訪問看護(みなし)	平成十七年二月十三日
上野原市立病院	上野原市西原三九四七番地	一九二二〇一〇一五一	訪問リハビリテーション(みなし)	平成十七年二月十三日
上野原市立病院	上野原市西原三九四七番地	一九二二〇一〇一五一	居宅療養管理指導(みなし)	平成十七年二月十三日
上野原市立病院	上野原市西原三九四七番地	一九二二〇一〇一五一	訪問看護(みなし)	平成十七年二月十三日
上野原市立病院	上野原市西原三九四七番地	一九二二〇一〇一五一	訪問リハビリテーション(みなし)	平成十七年二月十三日
上野原市立病院	上野原市西原三九四七番地	一九二二〇一〇一五一	居宅療養管理指導(みなし)	平成十七年二月十三日
グルーブホームだかの学校シニア	甲府市武田一丁目三番二三号	一九七〇一〇一八四四	認知症対応型共同生活介護	平成十七年三月一日
かえてケアサ	大月市大月二	一九七二四〇〇	訪問介護	平成十七年三月

イビス	丁目八番三六号	二八六		一日
やさしい手青沼事業所	甲府市青沼一丁目二番二七号	一九七〇二〇一八一〇	訪問介護	平成十七年三月一日
ケアサービス青空	甲府市武田二丁目二番一四号	一九七〇二〇一八〇二	訪問介護	平成十七年三月一日
デイサービスペチカ	南アルプス市有野一―九番地	一九七二六〇〇三一五	通所介護	平成十七年三月一日
デイサービス雅樹雅	北杜市高根町清里三五四五番地五一	一九七二九〇〇一八六	通所介護	平成十七年三月一日
株式会社コムスン甲府福祉用具センター	甲府市池田一丁目三番二三号メゾン池田一〇三号	一九七〇二〇一八二八	福祉用具貸与	平成十七年三月一日
デイサービス花あかり	南アルプス市江原一七一番地一	一九七二六〇〇三三三	通所介護	平成十七年三月三日
指定通所介護事業所「あかつき」	笛吹市石和町唐柏五三八番地二	一九七二八〇〇二二〇	通所介護	平成十七年三月八日
山梨市社会福祉協議会山梨訪問介護事業所	山梨市小原西六四九番地一	一九七〇二〇〇一九〇	訪問介護	平成十七年三月二十二日
山梨市デイサービスセンタ	山梨市小原西六四九番地一	一九七〇二〇〇二二六	通所介護	平成十七年三月二十二日

山梨市三富デイサービスセンター	山梨市三富下釜口四五四番地	一九七〇二〇〇二四〇	通所介護	平成十七年三月二十二日
山梨市社会福祉協議会牧丘三富訪問介護事業所	山梨市牧丘町窪平四四七番地	一九七〇二〇〇二〇八	訪問介護	平成十七年三月二十二日
山梨市牧丘町デイサービスセンター	山梨市牧丘町窪平四四七番地	一九七〇二〇〇二二四	通所介護	平成十七年三月二十二日
山梨市立牧丘病院	山梨市牧丘町窪平三〇二番地二	一九二〇二二〇五七二	訪問看護(みなし)	平成十七年三月二十二日
山梨市立牧丘病院	山梨市牧丘町窪平三〇二番地二	一九二〇二二〇五七二	訪問リハビリテーション(みなし)	平成十七年三月二十二日
山梨市立牧丘病院	山梨市牧丘町窪平三〇二番地二	一九二〇二二〇五七二	居宅療養管理指導(みなし)	平成十七年三月二十二日
山梨市立牧丘病院	山梨市牧丘町窪平三〇二番地二	一九二〇二二〇五七二	訪問看護(みなし)	平成十七年三月二十八日
山梨市立牧丘病院	山梨市国母八丁目二七番四	一九二〇二〇五〇三八	訪問リハビリテーション(みなし)	平成十七年三月二十八日
山梨市立牧丘病院	山梨市国母八丁目二七番四	一九二〇二〇五〇三八	居宅療養管理指導(みなし)	平成十七年三月二十八日

● 大規模小売店舗内の施設の配置に関する事項の変更の届出  
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十八

年七月六日まで縦覧に供する。

平成十八年三月六日

山梨県知事 山本 栄彦

一 届出者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住 所
有限会社ファースト 天野一	笛吹市石和町川中島九十七番地一
株式会社アルペン 水野泰三	名古屋市西区児玉三丁目三十五番十八号

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(-) 名称 洋服の青山甲府店・スポーツ・デポ甲府店  
(二) 所在地 甲府市上阿原町三百八十七番地外
- 2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
荷さばき施設の位置	届出の配置図のとおり	届出の配置図のとおり
廃棄物等の保管施設の位置	届出の配置図のとおり	届出の配置図のとおり

3 変更する年月日

- 平成十八年十月二十五日
- 届出年月日
- 平成十八年二月二十四日

● 平成十八年二級建築士及び木造建築士試験の実施

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、平成十八年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。なお、試験の実施に関する事務は、同法第十五条の十七第一項の規定により、山梨県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）に行わせる。

平成十八年三月六日

山梨県知事 山本 栄彦

一 試験日時

1 学科の試験

- 二級建築士 平成十八年七月二日（日）午前十時から午後五時十分まで
- 木造建築士 平成十八年七月二十三日（日）午前十時から午後五時十分まで

2 設計製図の試験

- 二級建築士 平成十八年九月二十四日（日）午前十一時三十分から午後四時まで
- 木造建築士 平成十八年十月八日（日）午前十一時三十分から午後四時まで

二 試験場所

甲府市酒折二丁目四番五号 山梨学院大学

三 受験申込手続

1 インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成十六年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り、それぞれ当該試験の申込みを行うことができる。

(一) 受験申込受付期間及び時間

- (1) 期間 平成十八年四月一日（土）から同月七日（金）まで
- (2) 時間 受付開始日の午前十時から受付最終日の午後四時まで

(二) 受験申込方法

センターのホームページ（<http://www.jaetc.jp/>）において必要な事項を入力し申し込むこと。

2 持参による受験申込み

(一) 受験申込期間及び時間

- (1) 期間 平成十八年四月十日（月）から同月十四日（金）まで
- (2) 時間 (1)の期間中のそれぞれの日の午前十時から午後四時まで

(二) 受験申込書の請求先

甲府市丸の内一丁目十四番十九号 山梨県建設会館四階 社団法人山梨県建築士会（以下「建築士会」という。）の事務所

(三) 受験申込書の提出先

甲府市丸の内一丁目十四番十九号 山梨県建設会館五階会議室  
受験申込書の提出は、受験者本人が直接提出するものとする。

四 合格者の発表

平成十八年十二月七日（木）を予定している。なお、学科の試験については、同年九月五日（火）を予定している。

五 その他

設計製図の課題は、平成十八年六月二十一日（水）からセンターの各支部及び建築士の事務所に掲示する予定である。また、学科の試験当日に、試験場に掲示する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番